



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *21 職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則 1
- *22 職員の分限に関する規則の一部を改正する規則 2

○ 教育委員会規則

- *10 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 3

○ 告示

- 717 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 3
- 718 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 4
- 719 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課) 4
- 720 県営土地改良事業計画の変更 (") 5
- 721 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 6
- 722 公共測量の実施 (技術調査課) 6
- 723 道路の区域変更 (道路保全課) 6
- 724 道路の供用開始 (") 7
- 725 道路の区域変更 (") 7
- 726 " (") 7
- 727 道路の位置の指定 (都市政策課) 8
- 728 港湾施設の公示 (港湾空港振興課) 8

○ 選挙管理委員会告示

- 61 政治団体の届出事項の異動の届出 8
- 62 資金管理団体の指定の取消しの届出 9
- 63 政治団体の解散の届出 9

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第21号

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(採用、昇任等の定義) 第2条 この規則における次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。 (1) 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること(法第22条の3第1項の規定による臨時的任用を除く。)</p>	<p>(採用、昇任等の定義) 第2条 この規則における次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。 (1) 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること(法第22条第2項の規定による臨時的任用を除く。)</p>

(2)～(5) 略

(選考により採用する職)
第7条 次の各号に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(同項第1号に掲げる職員に限る。以下「会計年度任用職員」という。)の職

(7) 略

(条件付採用期間の延長)

第28条 略

2 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項第2号中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」とする。

3 前2項に定めるもののほか、任命権者は、条件付採用期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないとする場合においては、人事委員会の承認を得て、条件付採用の期間を延長することができる。

4 前3項の規定により条件付採用の期間を延長する場合であっても、条件付採用の期間は、1年(会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員の任期)を超えることができない。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第29条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、法第22条の3第1項前段に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1)～(3) 略

(臨時的任用の期間の更新)

第30条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。この場合においては、法第22条の3第1項後段に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(免職及び辞職以外の退職)

第33条 次の各号のいずれかに該当する場合においてその任用が更新されないときは、職員は、当然退職するものとする。法第22条の3第3項の規定により臨時的任用が取り消されたときもまた同様とする。

(1)～(3) 略

(2)～(5) 略

(選考により採用する職)
第7条 次の各号に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 非常勤職員の職

(7) 略

(条件付採用期間の延長)

第28条 略

2 前項に定めるもののほか、任命権者は、条件付採用期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないとする場合においては、人事委員会の承認を得て、条件付採用の期間を延長することができる。

3 前2項の規定により条件付採用の期間を延長する場合であっても、条件付採用の期間は、1年を超えることができない。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第29条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)でない者を臨時的に任用することができる。この場合においては、法第22条第2項前段に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1)～(3) 略

(臨時的任用の期間の更新)

第30条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。この場合においては、法第22条第2項後段に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(免職及び辞職以外の退職)

第33条 次の各号のいずれかに該当する場合においてその任用が更新されないときは、職員は、当然退職するものとする。法第22条第4項の規定により臨時的任用が取り消されたときもまた同様とする。

(1)～(3) 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第22号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月29日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 条例第7条第2項の規定により休職の期間を更新する場合において、法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職にした職員で既に復職をしているものを、再び同号の規定に該当することにより休職にしたときの当該職員の休職の期間は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該復職前の休職の期間に引き続いたものとみなして通算するものとする。<u>ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第6条 条例第7条第2項の規定により休職の期間を更新する場合において、法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職にした職員で既に復職をしているものを、再び同号の規定に該当することにより休職にしたときの当該職員の休職の期間は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該復職前の休職の期間に引き続いたものとみなして通算するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第10号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第5号様式（第8条—第18条の2関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>懲戒免職又は分限免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</u></p> <p>3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>4 略</p> </div>	<p>別記第5号様式（第8条—第18条の2関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>略</p> <p>1 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>2 略</p> <p>3 免許状取上げの処分を<u>う</u>け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>4 略</p> </div>

附 則

この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第717号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和元年12月20日まで縦覧に供する。

令和元年11月29日

1 申請年月日

令和元年11月20日

2 名称

特定非営利活動法人南高梅の会

3 代表者の氏名

高田智史

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡みなべ町晩稲849番地

5 定款に記載された目的

この法人は、農業分野における研究を通じて農産物の栽培環境を整備し、化学肥料等については暫時削減を行い有機栽培農法に向けての技術の確立を図ると同時に、安全な農産物を消費者に提供できるシステム作りと、地域の福祉施設と連携を図り就労を希望する障害者に対し農業・加工作業等へ受け入れを図り障害者の就労意欲の喚起と職業的自立を促すと伴に、地域の企業を中心とした障害者就労支援ネットワーク創りの取り組みを進めていくことを目的とした活動を実施いたします。

和歌山県告示第718号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和元年11月19日指定した。

令和元年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	金のEX NEXT Vol.10	68541-64	大洋図書
雑誌	実話ナックルズSPECIAL 2019秋	68541-66	大洋図書
雑誌	臨時増刊ラヴァーズ Vol.10	68541-86	大洋図書
雑誌	実話ナックルズウルトラ Vol.5	68541-82	大洋図書
コミック	まんがお水の闇商売	53455-83	コアマガジン
コミック	実録!体験談刑務所の中DX	53455-81	コアマガジン
雑誌	実話BUNKAタブー 12月号	05375-12	コアマガジン
雑誌	お宝TABOO キャノンボール	ISBN978-4-86690-280-7	マイウェイ出版
雑誌	実話ローレンス 12月号	18019-12	スコラマガジン
雑誌	女子アナ封印お宝ハプニング丸裸SP	ISBN978-4-86632-644-3	ブレインハウス
雑誌	特ダネTABOO! 23	ISBN978-4-89212-366-5	インテルフィン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業鳴地区につき土

地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和元年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年12月2日から同月27日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農林整備課

和歌山県告示第720号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業中の池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和元年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業中の池地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年12月2日から同月27日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農林整備課

和歌山県告示第721号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第722号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間 令和元年11月30日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市地内

和歌山県告示第723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

紀の川市下鞆渕字大西489番1地先から同市下鞆渕字大西553番1地先まで	旧	6.24 } 7.77	50.00	
同上	新	9.49 } 14.01	50.00	

和歌山県告示第724号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市下鞆渕字大西489番1地先から同市下鞆渕字大西553番1地先まで

供用開始の期日 令和元年11月29日

和歌山県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 長井古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡那智勝浦町大字長井字長平961番1地先から同町大字長井字ダコノ谷1094番2地先まで	旧	1.00 } 27.30	5,656.80	那智勝浦本宮線重用区間 L=580.20 出合橋 L=61.40
同上	新	1.00 } 27.30	5,656.80	那智勝浦本宮線重用区間 L=580.20 出合橋 L=61.40
東牟婁郡那智勝浦町大字長井字長平961番1地先から同郡串本町大字上田原字大郷2359番地先まで	新	5.70 } 105.50	6,934.50	那智勝浦本宮線重用区間 L=4,050.10 太田橋 L=58.90 中ノ川橋 L=11.70 河鹿橋 L=138.10 川蟬橋 L=210.00

和歌山県告示第726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和元年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡串本町上田原字釜ヶ谷 2402番地先から同町上田原字磯 ノ平454番1地先まで	旧	1.50 } 33.60	4,532.00	
同上	新	1.50 } 33.60	4,532.00	
東牟婁郡串本町上田原字大郷23 59番地先から同町上田原字磯ノ 平454番1地先まで	新	11.20 } 48.50	716.20	

和歌山県告示第727号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3498	岩出市根来字大坪627番の 一部、水路	和歌山市有家331番地の5 有限会社エステートニシカ ワ 代表取締役 西川哲行	令和 元. 11. 14	6.00	50.83

和歌山県告示第728号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
和歌山下津港	港町小型船舶防波 堤	有田市港町字西ノ濱 845番46及び845番48 地先	防波堤	延長238.8メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課に備え付ける。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党自由同 和会和歌山県支部	北橋雅也	代表者	北橋雅也	谷口清次	令和 元. 10. 18

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
中西としあき後援 会	宮井康雄	主たる事務所の 所在地	有田市糸我町中番171番 地	有田市宮原町道686番地	令和 元. 10. 3
片桐章浩後援会	保江和啓	代表者	保江和啓	家本貴広	令和 元. 10. 4
鈴木さちお後援会	鈴木清弘	代表者	鈴木清弘	平野三代治	令和 元. 10. 29
中西とおる後援会	高垣力久	代表者	高垣力久	東村健	令和 元. 11. 1

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
楠田正治	楠田正治後援会	令和 元. 10. 17

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
楠田正治後援会	楠田正治	令和 元. 10. 17